令和4年度(2022年度)

大阪狭山市自主防災組織等防災活動支援事業補助金

申請のてびき

(趣旨)

自主防災組織等が行う総合防災活動事業ならびに地域一時避難場所運営事業に対して、予算の範囲内において補助を行うことにより、地域の防災力向上を図り、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進するための制度です。

(補助金制度利用対象となるのは?)

市の認定を受けた自主防災組織または、一定の地域において、地域住民の互いの協力により当該地域における課題を解決することを目的に、おおむね30以上の世帯で、自主的に組織された団体またはその連合体

※自治会への加入世帯数が、現在30世帯以上なくても、未加入の世帯への事業参加の勧誘や近隣の自治会等との合同で実施するなど、事業への参加世帯数がおおむね30世帯以上となれば申請することができます。

(対象となる期間)

令和4年4月 | 日から令和5年3月3 | 日までの間に実施する事業

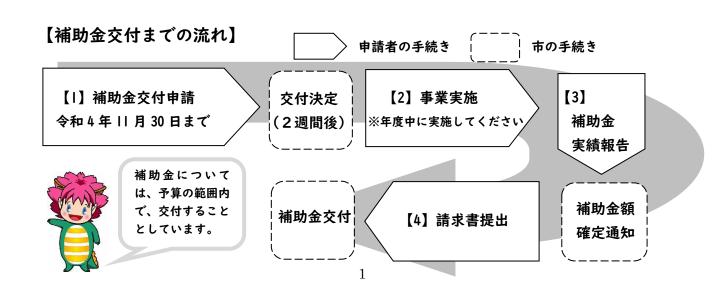
(補助内容)

総合防災活動事業は補助対象経費の2分の1の額を、地域一時避難場所運営事業においては全額をそれぞれ交付します。ただし、世帯数に応じて上限額があります。(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額が対象となります。)

特に、地域一時避難場所運営事業は地域一時避難場所運営計画書の提出が必要です。

(市の予算額)

市の補助金の予算額は、総合防災活動事業と、地域一時避難場所運営事業で250万円で す。この補助金については、予算の範囲内で、交付することとしています。



(補助対象経費)

事業名	補助対象事業	
総合防災活動事業	備品購入費、講師謝礼等、交通費、通行料、消耗品費、印刷	
	製本費、石油等燃料費、医薬材料費、クリーニング代、保険	
	料、警備費、会場使用料、物品借上料その他市長が必要と認	
	めたもの	
地域一時避難場所運営事業	備蓄食、高齢者食、毛布、乳幼児用ミルク、哺乳瓶、乳幼児	
	用おむつ、大人用おむつ、簡易トイレ、生理用品、トイレッ	
	トペーパー、マスク及び飲料水の購入費	

(補助限度額)

区分	総合防災活動事業 補助限度額	地域一時避難場所運 営事業補助限度額
30世帯未満	30,000円	30,000円
30世帯以上50世帯未満	55,000円	35,000円
50世帯以上100世帯未満	80,000円	40,000円
Ⅰ00世帯以上300世帯未満	105,000円	50,000円
300世帯以上500世帯未満	140,000円	60,000円
500世帯以上700世帯未満	175,000円	70,000円
700世帯以上900世帯未満	210,000円	85,000円
900世帯以上	245,000円	100,000円

※世帯数は会員届出世帯数です。

(例) 対象世帯が | | 0世帯の場合

総合防災活動事業 | 05,000円+地域一時避難場所運営事業 50,000円で合計 | 155,000円が補助限度額となります。 (単年度ごと)

補助金申請の方法

(提出書類)

- ① 【様式第 | 号】大阪狭山市自主防災組織等防災活動支援事業補助金交付申請書
- ② 【別紙 | 】事業計画書【事業概要(表面)、予算内訳(裏面)】
- ③ 【別紙2】補助金交付申請額内訳書
- ④ 事業実施にかかる資料
 - ○事業の詳細等が記載されたもの(チラシ、会報、実施計画表など)
 - ○備品購入については、物品の仕様書(カタログ等)、見積書の写し
 - ○地域一時避難場所運営計画書(但し、地域一時避難場所運営事業申請時のみ)

(補助対象にならない経費)

- ① 飲食代金(ただし、内容によって該当する場合もありますのでご相談ください。)
- ② 参加者の宿泊費
- ③ 娯楽・観光施設を利用する場合の入場料等に要する経費
 - (注) 学習を目的として見学など行う場合は対象となります。
- ④ 多額の謝礼金など社会通念上適当でないと認めた経費
 - (注) 多額の謝礼(I回の上限 30,000 円まで対象)、心づけやチップ、団体役員等への謝礼等は対象となりませんが、実費弁償に相当する謝礼は対象となります。
- ⑤ 個人への支給品にかかる経費(景品・賞品・参加記念品等)
- ⑥ 集会所の光熱水費等団体の運営および維持のために必要な経費
- ⑦ 領収書等により支払いが明確にできない経費
- ⑧ 委託料の添付書類として内容明細書のないもの
 - (注) 委託料については領収書のみでは対象となりません。
- ※対象になるかどうか不明なときはご相談ください。

(受付期限) 令和4年 | 1月30日(水)まで

※郵送の場合も、11月30日(水)の消印まで有効です。

(申請できる事業数)

補助対象事業である「総合防災活動事業」および「地域一時避難場所運営事業」の2事業 となります。2つの事業を合わせて申請をすることができます。

(提出先)

直接提出の場合 大阪狭山市 危機管理室(市役所2階)

(平日の午前9時から午後5時30分まで)

郵送の場合 〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384-1

大阪狭山市 危機管理室 宛

(注)必ず封筒に「大阪狭山市自主防災組織等防災活動支援事業補助金申請書在中」と明記してください。

(補助金の決定通知について)

補助金の交付申請のあった事業については、その内容を書類審査のうえ市長が決定し、その旨申請者に通知します。

(補助金の交付決定通知書が届いた後の流れ)

申請した事業が全て完了した後、実績報告書の提出が必要となります。次ページ以降参照 実績報告の添付資料として、事業実施にかかる領収書等の写し、記録写真、 資料(チラシ、ポスター、案内・報告文書など)が必要ですので、保管・準 備をお願いします。

(注意点)

- ※「地域力活性化支援事業補助金」において補助を受けている(受けた)事業については、対象となりません。
- ※事業の内容などを変更しようとする場合は、変更届の提出が必要となりますので、危機 管理室までご相談ください。

パソコンを利用して作成することができるデータ様式が便利です。 Excel (エクセル)のデータは、金額などが自動計算するようになっています。

- I. 市ホームページからダウンロードできます。《市ホームページ ⇒ くらし・手続き ⇒ 自主防災組織 ⇒ 大阪狭山市自主防災組織等防災活動支援事業補助金》
- 2. 電子メールでも取り寄せることができます。 請求先Eメールアドレス kikikanri@city.osakasayama.osaka.jp

【問い合わせ先】

〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384-1

大阪狭山市 危機管理室

TEL:072-366-0011 (内線 276)

FAX: 072-367-1254

Eメール: kikikanri@city.osakasayama.osaka.jp